

要保存

令和 8(2026)年 5 月 日

姫路市立船場小学校

校長 荒川 賀代

警報発令時及び地震発生時の児童の登下校について

姫路市に

・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの警報が発令されている場合

・大雨・土砂災害・河川氾濫(市川)のいずれかのレベル 3 警報以上が発令されている場合

警報の発令時刻	対 応
午前7時現在、 警報が発令されている場合	・臨時休業とし、学校よりスクリレで発信します。
午前7時～始業時(8時15分) までに 警報が発令された場合	
始業時(8時15分)以降に 警報が発令された場合	・学校長の判断により、児童の安全確保のための適切な措置をとります。また、学校よりスクリレで発信します。

姫路市に

震度5弱以上の地震が発生した場合

地震の発生時刻	対 応
前日17時以降～登校前(在宅中)	・臨時休業とし、学校よりスクリレで発信します。
登校中	・臨時休業とし、学校よりスクリレで発信するとともに、登校してきた児童を保護者に引き渡します。

お願い

①警報発令が予想される際は、テレビ、ラジオ等のニュースにご注意ください。

②最近、いわゆるゲリラ豪雨や雷雨など、予想がしにくく、警報発令が間に合わない場合があります。ご家庭で児童の登校が危険と判断された場合は、自宅待機などをさせてください。

その際には、電話などで「〇年〇組(児童名)を(場所)で待機させます」と学校にお知らせください。